妻の氏で婚姻をした場合

午前 ・ 午後　時　分受領

離　婚　届

令和　7 年　9 月　19 日 届出

愛 知 県 碧 南 市 長　殿

受理	令和　年　月　日　第　号
通知(送付)	令和　年　月　日　第　号

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

		夫	妻
(1)	(フリガナ) 氏名	オオハマ　タロウ 氏　名 大浜　太郎	オオハマ　マイナ 氏　名 大浜　まいな
	生年月日	□昭和 ☑平成 □令和 □(　) 元年 4月 20日	□昭和 ☑平成 □令和 □(　) 3年 1月 31日
	住所（住民登録をしているところ）	□同右 愛知県碧南市松本町 28 番地 番 アパート・マンション名等	□同左 愛知県碧南市塩浜町 7丁目135 番地 番 アパート・マンション名等
(2)	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	愛知県碧南市塩浜町七丁目135 番地 番 筆頭者の氏名 大浜　まいな	
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄（右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	夫の父 新川　一郎　続き柄 長男 母 新川　花子	妻の父 大浜　湊　続き柄 二女 母 大浜　舞衣
		養父　続き柄　養子 養母	養父　続き柄　養女 養母
(3)(4)	離婚の種別	☑協議離婚 年 月 日成立　□和解 年 月 日成立 □調停 年 月 日確立　□請求の認諾 年 月 日認諾 □審判 年 月 日確定　□判決 年 月 日確定	
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	☑夫 は □もとの戸籍にもどる □妻 ☑新しい戸籍をつくる 愛知県碧南市松本町28 番地 番 フリガナ シンカワ　タロウ 筆頭者の氏名 新川　太郎	
(5)	未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子：大浜　みどり	
		父(夫)が親権を行う子：	
		母(妻)が親権を行う子：	
		親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
	(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが☑のようにしるしをつけてください。	チェックもれに注意 夫 ☑離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 ☑離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

(6)(7)	同居の期間	(同居を始めたとき) □昭和 ☑平成 25年 4月から □令和		(別居したとき) □昭和 □平成 3年 10月まで ☑令和		
(8)	別居する前の住所	□別居していない　愛知県碧南市塩浜町七丁目135 番地 番				
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事	□ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☑ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) □ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) □ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □ 6. 仕事をしている者のいない世帯				
(10)	夫婦の職業	(国勢調査の年…令和　年4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業		妻の職業		
	その他					
	届出人署名（※押印は任意）	夫 大浜　太郎 印		妻 大浜　まいな 印		

◎署名は必ず本人が自署してください。

自署した場合は押印不要

	証人（協議離婚のときだけ必要です）		
	署名（※押印は任意）	新川　一郎 印	大浜　湊 印
	生年月日	☑昭和 □平成 □令和 □(　) 41年 2月 22日	☑昭和 □平成 □令和 □(　) 39年 7月 7日
	住所	愛知県碧南市平和町 3丁目6 番地 番 アパート・マンション名等	愛知県碧南市塩浜町 7丁目135 番地 番 アパート・マンション名等
	本籍	愛知県碧南市平和町 三丁目6 番地 番	愛知県碧南市塩浜町 七丁目135 番地 番

夫	□免 □旅 □住 □マ □その他 □無 ( )	不受理	□有 □無	通知	□要 □不要		
妻	□免 □旅 □住 □マ □その他 □無 ( )	不受理	□有 □無	通知	□要 □不要		
使者	□免 □旅 □住 □マ □その他 □無 ( )	氏名 住所					
送付	令和　年　月　日						

確認済
- □ 住所地
- □ 本籍地
- □ 新本籍
- □ 戻る戸籍

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1　台湾
2　パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
そのほかに必要なもの　調停離婚のとき → 調停調書の謄本
審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき → 和解調書の謄本
認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本
判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

事件簿番号		連絡先	電話（ 0566 ） 41 － 3311 夫 ・ 妻 /（自宅） 勤務先 ・ 携帯	住定日	夫 ．　．
					妻 ．　．

離婚されると、基本的には結婚前の氏(苗字)に戻りますが、結婚中の氏(苗字)をそのまま使い続けたい場合は、この欄は記入せず、「離婚届」+「離婚の際に称していた氏を称する届」を一緒に提出してください。

例①「新川」に戻りたい場合

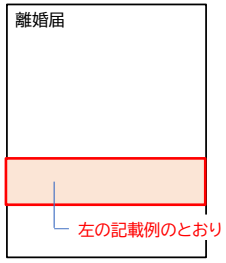

例②「大浜」を使い続けたい場合

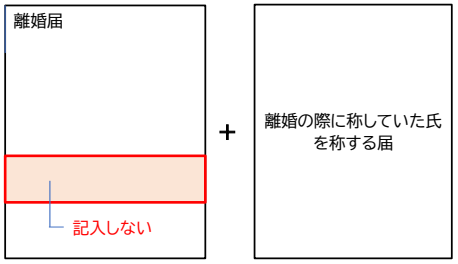

★「離婚の際に称していた氏を称する届」について★

「離婚の際に称していた氏を称する届」は、離婚届と同時に提出できますが、離婚した日から3ヵ月以内であれば、一度婚姻前の氏(苗字)に戻っていても、この届出をすることで離婚するときに称していた氏(苗字)に変えることができます。
上記の例②は離婚届と同時に提出する場合の例です。同時に提出されない場合は、一度婚姻前の氏(苗字)に戻りますので、例①のとおり記入してください。